



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年11月10日 火曜日 第156号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（健康増進課）… 956
- 指定自立支援医療機関の名称変更……………（障がい福祉課）… 956
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備課）… 957
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更……………（会計課）… 957
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要……………（東予地方局四国中央保健所）… 957
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧……………（中予地方局農村整備第一課）… 960

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年11月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
みゆき薬局	松山市山越三丁目5番26号	株式会社メディカルスタンダード	精神通院医療 (薬局)	令和2年 10月1日

#### ○愛媛県告示第1200号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年11月10日

愛媛県知事 中村時広

指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社A s O n e	伊予郡松前町大字北黒田405番地4	訪問看護ステーションいとさくら	伊予郡松前町大字北黒田405番地4	精神通院医療	令和2年10月1日
株式会社奏	松山市永木町2丁目1-25 シティらいふ石手川3F	訪問看護ステーション愛音	松山市中村1丁目1-28 カーサヴィアンカ兼久203号	精神通院医療	令和2年10月1日

#### ○愛媛県告示第1201号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和2年11月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
真成堂セリ薬局	アイン薬局 大町店	令和2年10月1日

○愛媛県告示第1202号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画道路事業3・5・28号今治駅西高橋線(今治市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和2年11月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間
  - 平成26年4月11日から
  - 令和8年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分
    - 変更なし
  - (2) 使用の部分
    - なし

○愛媛県告示第1203号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第5条第6項の規定により告示する。

令和2年11月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
丹第23号	西条市広江248番地2	愛媛県猟友会西条西支部	売りさばき人氏名又は名称 愛媛県猟友会西条西支部	売りさばき人氏名又は名称 愛媛県猟友会西条市西支部	令和2年10月25日

○愛媛県告示第1204号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年11月10日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
  - 三木特種製紙株式会社
  - 四国中央市川之江町156番地
  - 代表取締役 三木 雅人
- 2 事業場の名称及び所在地
  - 三木特種製紙株式会社
  - 四国中央市川之江町156番地
- 3 特定施設に関する事項
  - (1) パルパー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第23号イ 原料浸せき施設
特定施設の能力	1日当たり47,367キログラム
工事完成予定年月日	設置許可がおり次第
使用開始の予定年月日	着工後6か月
特定施設の使用時間間隔	連続

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 ー 最大 ー
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	0
	最大	0

(2) パルパーチェスト

特定施設の種類	政令別表第1第23号イ 原料浸せき施設
特定施設の能力	1日当たり47,367キログラム
工事完成予定年月日	設置許可がおり次第

使用開始の予定年月日	着工後6か月	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 ー 最大 ー
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0	

(3) ミキシングチェスト

特定施設の種 類	政令別表第1第23号イ 原料浸せき施設	
特定施設の能力	1日当たり47,367キログラム	
工事完成予定年月日	設置許可がおり次第	
使用開始の予定年月日	着工後6か月	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 ー 最大 ー
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー

	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0

(4) マシンチェスト

特定施設の種 類	政令別表第1第23号イ 原料浸せき施設	
特定施設の能力	1日当たり47,367キログラム	
工事完成予定年月日	設置許可がおり次第	
使用開始の予定年月日	着工後6か月	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 ー 最大 ー
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 ー 最大 ー
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0	

(5) ブロータンク

特定施設の種 類	政令別表第1第23号イ 原料浸せき施設	
特定施設の能力	1日当たり3,575キログラム	
工事完成予定年月日	設置許可がおり次第	
使用開始の予定年月日	着工後6か月	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	—
		最大	—
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	—
		最大	—
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	—
	最大	—	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	—	
	最大	—	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	—	
	最大	—	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	0	
	最大	0	

(6) 傾斜短網ヤンキー式抄紙機

特定施設の種 類	政令別表第1第23号チ 抄紙施設		
特定施設の能 力	1日当たり50,941キログラム		
工事完成予定年月日	設置許可がおり次第		
使用開始の予定年月日	着工後6か月		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.4~7.5
		最大	6.4~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	30
		最大	40
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	50
	最大	70	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	8.1	
	最大	16.2	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.1	
	最大	0.2	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	1,997	
	最大	2,020	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 凝集沈殿槽 No. 1

設 置 年 月 日	昭和46年10月1日		
処 理 施 設 の 種 類	凝集沈殿槽		
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径10メートル 高さ6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり7,000立方メートル		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	高速凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 7.2~8.5	通常 6.2~6.7 最大 6.8~7.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 71.6 最大 84.6	通常 35.0 最大 47.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 77.8 最大 189	通常 37.5 最大 57.3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.3 最大 28	通常 8.3 最大 28
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.33 最大 0.9	通常 0.33 最大 0.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,900 最大 5,100	通常 4,900 最大 5,100	

(2) 凝集沈殿槽 No. 2

設 置 年 月 日	昭和49年11月1日		
処 理 施 設 の 種 類	凝集沈殿槽		
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径10メートル 高さ6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり7,000立方メートル		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	高速凝集沈殿方式		

処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 7.2~8.5	通常 6.2~6.7 最大 6.8~7.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 71.6 最大 84.6	通常 35.0 最大 47.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 77.8 最大 189	通常 37.5 最大 57.3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.3 最大 28	通常 8.3 最大 28
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.33 最大 0.9	通常 0.33 最大 0.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5,900 最大 6,200	通常 5,900 最大 6,200	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No. 1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.2~6.7 最大 6.8~7.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35.0 最大 47.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 37.5 最大 57.3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.3 最大 28
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.33 最大 0.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10,800 最大 11,300	

備考 この他に、雨水排水口が28箇所ある。

○愛媛県告示第1205号

東温市牛湫上井手土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年11月10日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市牛湫上井手土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 東温市牛湫上井手土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和2年11月11日から12月9日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁